



海津敦子新聞

当選一期が見た
区議会報告

連絡先 電話 080-3027-2758
住所 文京区小石川4-14-24-107

市民の広場議員控室 03-5803-1319
http://www.hiroba-bunkyo.net/

区政に対しての率直な思いを
日々、書きつつあります。 海津敦子 ブログ 検索

ブログ http://blogs.yahoo.co.jp/bunkyoatoko
メール bunkyoatoko@yahoo.co.jp
HP http://www.a-kaizu.net
facebook https://www.facebook.com/atsuko.kaizu.3

海津敦子
区政の
相談室
学校、子育て、介護、ご近所等々、気軽にご相談ください。
一人で、家族だけで抱えて悩んでいると迷路へ入ってしまう
ことがあります。あなたの「今」に間に合うように解決策を
共に考えていきます。ご相談に応じ弁護士とも連携します。

プロフィール ◆1961年生れ。共立女子大卒・1983年テレビ朝日入社・1992年退社 | 東洋大社会学部非常勤講師 | 所属委員会:文教委員会・災害対策調査特別委員会・少子高齢社会対策調査特別委員会

本当に大丈夫？

災害対策本部の機能

文京区役所が入り、年間300万人が訪れるシビックセンターも築19年が経過し、240億円かかるという試算もある大規模改修がいよいよ始動します。利用者の視点に立って使いやすくすることはもちろん「大地震などの災害時には区民の生命と財産を守る中心の機能を果たす」防災拠点としての機能向上をさせることが目的のひとつになっています。

知恵を絞り出せる環境？

現在、大震災発生時の災害対策本部の設置は、「シビックセンター」15階にある「防災センター」内に想定しています。しかし、15

階の災害対策本部では機能性が高いとは思えません。大規模改修では、防災センターの移転も含め災害対策本部を低層階に設置できるようにすべきと考えます。



文京シビックセンター階層図

(平成26年4月現在)

- 25F 展望ラウンジ
- 24F 議場
- 16F 災害対策本部・区長室
- 15F 防災センター

シビックセンターの大規模改修が始動。「利便性の向上」、「防災拠点としての機能向上」等をめざします。

余震も低層階より15階が揺れます。地震酔いでめまいやふらつきが起き、仕事に支障がでる職員も想定できます。通常なら考えられることも地震酔いで考える余裕がなくなり、出る知恵がでなくなれば、問題です。

防災センターは文京区の防災拠点。その拠点が15階で適切でしょうか？

震度6のときの、人の体感・行動

(気象庁震度階級関連開設表より)

- 震度6弱 立っていることが困難になる
- 震度6強 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くことができず飛ばされることもある。

理由
余震が続けば、「地震酔い」に悩まされるなど精神的なストレスが大きくなるのが指摘されている。階があがればあがるほど揺れはひどくなる。15階は、職員が余震のストレスを抱えながら仕事をできる可能性は高い。
●地震直後はエレベーターの使用禁止が基本。エレベーター業者が点検するまでは動かせない。職員は15階までの上がない。

皆さんはどこが希望ですか。調査(表A)によると「自宅」がもっとも多くなっています。「病院」と回答をしている人の中にも、「介護する家族に負担がかかる」「一人暮らしでは無理」「病状が悪くなった時のことが心配」「訪問してくれる医師、看護師、介護ヘルパーが整うか心配」「治療費が入院よりもかかりそう」と自宅を希望しきれない、という方もいると聴きます。

暮らしを築いてきたまちで、思い出のつまった自宅で終末期を過ごしたいという当たり前の願いにこたえるために在宅医療にむけた地域連携が欠かせません。しかし、なかなか具体的な施策に結びついていきません。

在宅医療の課題

幸せな終末期を迎えたい。在宅医療にむけた地域連携

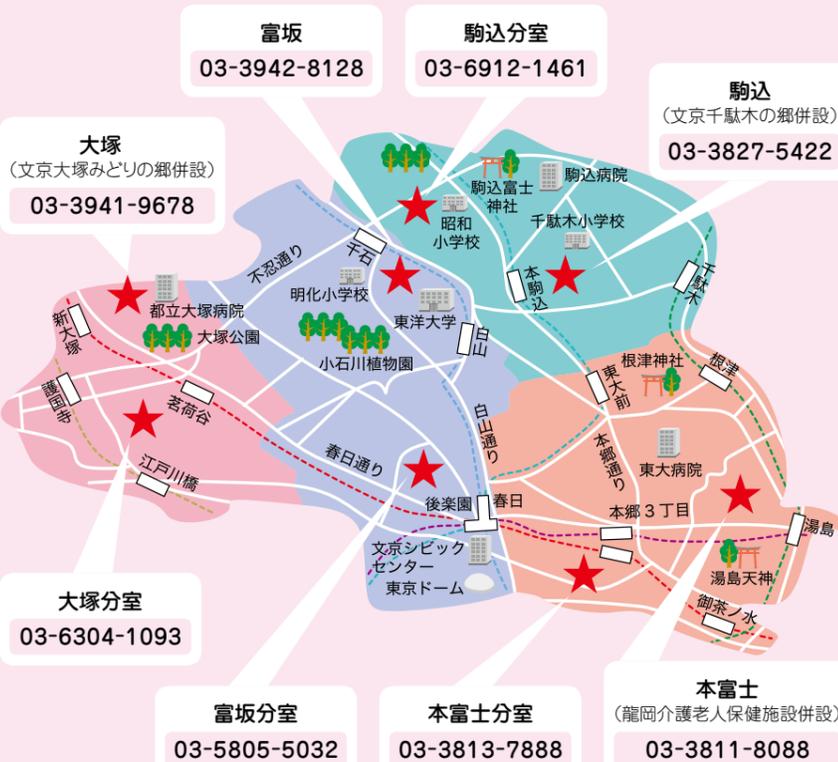
計画では、東京湾北部地震が起きたとき、住宅の崩壊や火災等による区内の死者数を253人と想定しています。区は、建物の耐震化や家具類の転倒防止対策の推進や、建物の不燃化を進めるなどし

大震災への備え

文京区
り降りだけで体力が消耗してしまう。対策本部は関係者が迅速に集まり、正確な情報のもと的確な決定をできる場所でなければならぬ。

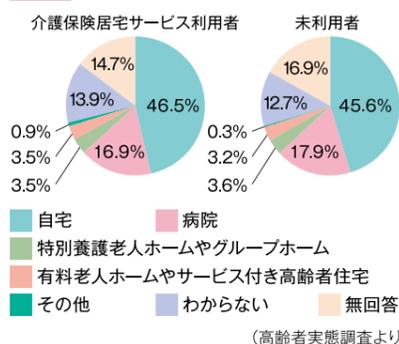
文京区・高齢者あんしん相談センター案内図

お気軽にご相談ください！



した声が区内の在宅医療の進展の後押しになります。是非、思いがあれば声にされてください。高齢者あんしん相談センターでも相談を受け付けています。

表A 終末期を過ごす場所の希望



て6割減を目指していますが、それでも亡くなられる方を想定せざるを得ません。それだけに、大震災発生時に「ご遺体の安置所をどこに確保するか」という問題は、決して避けて通れない非常に重要なことです。シビックセンターの地下駐車場に設置する案が出るものから支援物資が運び込まれることから地下駐車場の安置所には無理...といった理由から決定に至っていません。設置が急がれます。

教育の基本方針の決定 教育委員会いらす

条例の意味

文京区の条例では「教育委員会の基本方針及び基本計画の制定、改廃」は委員会決定となっています。

子どもへの教育は、各校の校長の裁量や担任の思いで自由にしているものではないとされています。教育委員会が定めた基本方針に基づいて、その枠組みの中で行われるのです。そのため「基本方針の内容を教育委員会が審議し決定する」ということは、とても重要なことであるだけに、文京区は条例で定めています（資料A）。

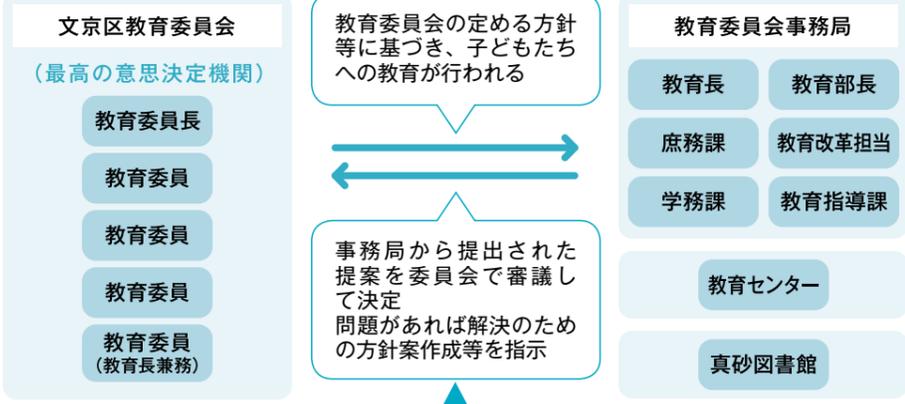
文京区教育委員会事務局、条例の意味を理解できず？

しかし、文京区教育委員会の名前前で出す様々な基本方針が、教育委員会決定をしていますが、教育

指導するうえで重要な「教育委員会

資料A 文京区教育委員会事案決定規則

件名	委員長	教育長	部長	課長
1 教育行政の基本方針に関する事 (1)委員会の基本方針及び基本計画の制定、改廃 (2)委員会の予算案の決定	○	○		
2 議会、委員会に関する事 (1)条例、予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出 (2)委員会に係る条例、区長部局規則等の制定、改正、廃止案の承認	○	○		



現在、教育委員会の名前で出している様々な基本方針が、事務局の各課職員で作成し教育長決定で済ませていることが少なくない状況です。

「基本方針」です。ちなみに「台風接近・通過に伴う気象警報発令時の対応の基準」について昨年11月に改定されましたが、教育委員会には報告すらされていません。教育委員は区民の代表として文京区の教育を審議し決定する役割と共に、子ども・保護者等のニーズを、適切に基本方針に反映させる責務があります。結果としてそのチャンスが奪われてもいるのです。

教育委員会制度改革で懸念されること

教育長は「事務を一任されている」として、保護者等からの意見、提案なども教育委員会にはあげず事務局で処理し、教育委員会での審議を省略しがちな文京区です。教育委員会が審議・決定すると条例で定められる陳情も教育長が処理する考えを当初もっていたほどです。政府が考える、教育委員長と教育長を一本化する教育委員会制度となれば、教育長と事務局で物事が決まる閉鎖性はより高まり、事務局の支配が強まり教育委員会の形骸化が進む可能性があります。それは教育委員によって子ども・保護者等の意向を反映する機会がなくなることも意味します。そうしたことを回避するためにも、まずは、教育委員が名誉職ではなく、本来の職責をまっとうできるように「条例を順守した教育行政」という当たり前の実践を求めていきます。



区立小中学校の築年数 (平成26年1月現在)

① 誠之小	90年
② 明化小	84年
③ 千駄木小	78年
④ 小日向台町小	76年
⑤ 十中	57年
⑥ 本郷台中	57年
⑦ 青柳小	56年
⑧ 指ヶ谷小	55年
⑨ 根津小	55年
⑩ 八中	54年
⑪ 文林中	53年
⑫ 林町小	52年
⑬ 一中	52年
⑭ 柳町小	50年
⑮ 大塚小	48年
⑯ 三中	48年
⑰ 駕籠町小	47年
⑱ 九中	46年
⑲ 駒本小	44年
⑳ 礪川小	41年
㉑ 関口台町小	35年
㉒ 金富小	32年
㉓ 汐見小	29年
㉔ 湯島小	24年
㉕ 茗台中	21年
㉖ 昭和小	18年
㉗ 本郷小	12年
㉘ 窪町小	8年
㉙ 音羽中	4年
㉚ 六中	0年

トイレには寄らずに帰る学校から トイレに寄って帰る学校へ

区立小学校の校長が、幼稚園で講演会を行った折「和式トイレの練習を入学前にさせてください」とお願いをしたほど、文京区立小学校のトイレの多くは和式、しかも古く暗く臭いという環境です。六中建てかえの祝賀会では、保護者等にとって嬉しいことのひとつに「学校のトイレに寄って帰るようになった」というエピソードが披露されていました。

各学校のPTAから出される要望でも一番多いのがトイレのリニューアルです。各校の要望がやっと実現するチャンスがやってきました。子どもたちの意見もしっかりと取り入れてすすめてもらいたいものです。

学校の快適化へ

築30年以上が経過している18校(右図⑤~㉒)のそれぞれの課題に応じて、水回り、教室の壁や天井等々の改修が順次実施されていきます。今年度実施設計を行い27年度から3年間で順次工事が行われる計画です。

建て替え

また、校舎の建て替えを予定している学校は4校(右図①~④)です。誠之小、明化小は今年度、建て替えについて基本方針を作成し迅速な工事着工を目指しています。

地域の拠点

建て替えでも改修においても、防災拠点としての視点も必須です。学校は地域の核になる場所です。その地域に暮らす方々の気付きを伝えて頂くことで、防災拠点として、地域活動の場所として学校を強化することになります。それは子どもたちの学校生活の質の向上にもつながっていきます。高齢者、障害のある方、乳幼児…様々な方々が集まる避難所として学校は様々な配慮が欠かせません。是非、お声を地域の学校へ伝えてください。

トワイライトステイが未だない 文京区にはいつ?

国が全国共通で「量の見込み」を算出するように市町村に求めている事業の中に、児童福祉法で定められている「トワイライトステイ」という事業があります。保護者の出張や残業、出産や病気等々で、一時的に児童の養育が困難になって、他に養育ができる人がいない場合に、夕方5時頃～おおむね10時頃まで預かる事業です。都内23区では、すでに半数以上の12区で「トワイライトステイ」事業が実施されていますが、文京区にはありません。なぜなのか? 「そこまで行政が面倒をみる必要はないでしょう」「自己責任で」という考え方が文京区の根底にある印象を持ちます。

トワイライトステイはいらない?

子どもを遅くまで預ける施設を作るなど子どもが可哀そう。そういう働き方をしない社会を作る必要がある!との声も聞かれます。もちろん、夜間は子どもが家族の中で過ごせる、そうしたことは目指すべき社会としてあります。が、それでも子どもを遅くまで預ける必要が有る人はゼロにはなりません。頼るべき人が近くにいない一人親家庭などもあります。そもそも、子どもを夜に預ける可能性はある人は子どもをもつてはいない? ということではないはずで、子どもは社会で育てるのです。親が遅くなっても、子どもは安心して帰りを待つていられる「子どもの居場所」を社会の責任として作るべきです。それも、子どもの疲れがでる夜間だけに、子どもの気持ちにしっかりと寄り添い、受け止められる質の高い保育が必要です。行政は、親が子どもを安心して、なおかつ、利用料金も負担なく預けられる居場所の設置が不可欠です。それは安定した雇用を生み出すことにもつながるはずで、



文京区の今後?

子ども・子育てのアンケートでは、トワイライトステイのニーズを算出できるような「必要ない」と思っている判断なのか? いずれにしても、文京区のトワイライトのニーズを算出する難しさが残ります。それでもトワイライトステイのニーズは確実にあるのです。そのことから目をそむけずに、具体的な計画を立て、夜間でも安心して子どもが親を待てる環境を整備してもらいたいと思います。ちなみに、是非、みなさんも声を届けてください。議会だけで区政は変わるものではないと暮らしているみなさんの参加が不可欠です。